



埼玉県報

第 2819 号
平成 28 年(2016 年)
7 月 29 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 国土調査の指定（土地水政策課）
- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（川越県税事務所）
- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する入札公告（総務事務センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 狭山湖特別保護地区指定案の縦覧告示（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 平成 28 年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道岩殿観音南戸守線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道さいたま幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センターの生化学自動分析装置等の賃貸借の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立 3 病院の自動免疫測定装置賃貸借及び自動免疫測定装置用検査試薬の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つながるネットワーク八潮

三 代表者の氏名

平山 浩

四 主たる事務所の所在地

埼玉県八潮市大字伊草三百七十七番地伊草団地九号棟五百五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、シニア世代が現役に培った経験や能力、特技や趣味等を生かして、行政との協働や市民団体との連携を通じて、高齢者や障がい者、子ども、子育て世代の支援等の社会貢献活動を行い、かつシニア世代の生きがいづくりと誰もが安心して暮らせる地域社会の創造のために寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えんじょいくらぶ

三 代表者の氏名

斉藤 大法

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字下忍百三十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ障害者、生活困窮者などの社会的弱者等に対し、各々のニーズにあった自立支援活動を行うことにより、地域の構成員として地域発展に参画してもらい、社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人なでしこ保育研究所

三 代表者の氏名

門倉 文子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市柿沼九百四十番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）現在保育所に課せられた子育て支援は複雑でかつ多様化してきている為、そこに関わる保育者の高い力量が求められている。この法人は、乳幼児保育に携わる人々の保育の質の向上を図るための研究を行う。保育に関わる情報を収集検討し研究結果を発信する。乳幼児保育者の保育力及び親力を高め地域の子育て向上に寄与することを目的とする。

（変更後）現在保育所に課せられた子育て支援は複雑でかつ多様化してきている為、そこに関わる保育者の高い力量が求められている。この法人は、乳幼児保育に携わる人々の保育の質の向上を図るための研究を行う。保育に関わる情報を収集検討し研究結果を発信する。乳幼児保育者の保育力及び親力を高め地域の子育て向上に寄与すること、保育事業についての研究と実践及び食育の推進に関する活動を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際人材交流センター

三 代表者の氏名

遠藤 重明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市東大沼四百六十八番地二朝日ハイツ百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に日本国内外の外国人を中心とした人材育成及び研修システムの構築により、合法的かつ適正な手段によって、適切な雇用先または派遣先等の斡旋が円滑に行われるように、外国人に雇用の機会を提供すること、人材育成及び研修等を支援すること、雇用先または派遣先を斡旋すること、外国人の招聘に對して協力すること、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国地域活性化協会

三 代表者の氏名

関根 紀明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内北部地域に住まう農業生産者や六次産業者を軸としながら、その他あらゆる分野の広報的支援が必要な生産者やカルチャー活動家に対し、積極的な広報活動の場を創出し、地産地消を推進する。更に産学官民連携の社会貢献事業を行いながら、地域の食や文化を通じて社会教育の一環となる子供たちへの育成も支援し、地域振興に伴う定住者の増加や地域生産者の活性化を図る事を目的とする。

告示

埼玉県告示第九百七十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として平成二十八年七月二十六日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
加須市	飯積Ⅰ（麦倉、飯積の一部）	平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

平成二十八年埼玉県告示第六百七号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、熊本県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年八月三十日までの間に到来するものについては、法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税を除き、同年八月三十一日とする。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第九百七十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号 04E013523	枚数	一
		用途	船舶
		有効期間	平成二十七年八月十七日 ～ 平成二十八年一月三十一日
		二〇	㊦
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 東京都江東区夢の島三丁目二番一号 スバル興業株式会社 夢の島マリーナ			
免税証を交付した事務所 川越県税事務所		亡失年月日	平成二十八年一月二十九日

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量10,428,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
192,459,788円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年4月8日

告 示

埼玉県告示第九百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成31年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約日から平成28年12月31日（土）までの間は、事務の引継期間とし、この引継期間中は委託料の支払いの対象外とする。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と種類及び規模が同等以上の業務を受注し、かつ、誠実に履行した実績のある者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 黒澤、高野 電話048-830-2298（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月9日（金）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月9日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成28年9月9日（金）午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年8月22日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年 8 月 5 日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operational support for the Saitama Prefectural Business System and data entry for the Saitama Prefectural Official Travel Expense System from contract date to December 31, 2019.

(2) Deadline for Bidding

By the electronic bidding system: by 1:00 p.m., September 9, 2016

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., September 8, 2016

In person: by 10:30 a.m., September 9, 2016

(3) Contact Information:

Financial Accounting, Official Travel Expense, and Document Management
Systems Group

Computerized Administration Center, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-2298

告 示

埼玉県告示第九百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人V C A Dシステム研究会

三 代表者の氏名

三和田 靖 彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市南二丁目三番十三号和光理研インキュベーションプラザ

五 定款に記載された目的

この法人は、独立行政法人理化学研究所で開発され、公開されているV C A Dシステムに関して、その利用と普及を支援し、各種提言を行う。また、V C A Dシステムの利用技術の向上を図る。これら活動を通して、広く国民のために、学術の発展、科学技術の振興、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。なお、この定款において、「V C A Dシステム」とは、次世代ものづくり産業及び生物研究の基盤となるツールを担うソフトウェア群のことをいう。

告示

埼玉県告示第九百八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

狭山湖特別保護地区

二 区域

埼玉県所沢市上山口地内における所沢市道五―千四百三十一号線と東京都水道局山口貯水池管理歩道との交点を起点とし、同地点から東京都水道局山口貯水池管理歩道に沿って南に進み、所沢市道五―七百五十八号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―七百五十八号線に沿って南に進み、主要地方道所沢・武蔵村山・立川線との交点に至り、同地点から主要地方道所沢・武蔵村山・立川線に沿って南に進み、埼玉県と東京都の境界点に至り、同地点から境界に沿って西に進み、所沢市と入間市と東京都との境界点を経て入間市道四百六十一号線との交点に至り、同地点を右折して入間市道四百六十一号線に沿って東に進み、入間市道三百十号線との交点に至り、同地点から入間市道三百十号線に沿って北に進み、所沢市道五―千四百三十一号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―千四百三十一号線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百九十一―ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 指針案

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は所沢市及び入間市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、狭山

湖及びそれに隣接する樹林地である。一帯は、アカマツ、ヒノキ及びスギ等の針葉樹林とミズナラ、ネコシデ及びエゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になっており、また、その周辺の樹林地では、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動物として指定されているオオタカ等の猛禽類が生息している。当該地域は、昭和六十一年に特別保護地区として指定されており、引き続き、法第二十九條第一項の規定による特別保護地区に指定し、良好な鳥獣の生息環境を保全するものである。

五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県西部環境管理事務所

六 縦覧期間

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年八月十二日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課

告 示

埼玉県告示第九百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団 和風会 所沢中央病院	医療法人社団 和風会	所沢市くすのき台三ー一八ー一	平成二十八年六月一日
豊岡第一病院	医療法人社団 宏志会	入間市黒須一三六九ー三	平成二十八年六月一日
医療法人社団 白報会 わこう在宅診療所	医療法人社団 白報会	和光市丸山台一ー四ー二 三 ヴェルデ和光六〇	平成二十八年六月一日
神戸皮膚科	神戸 有希	狭山市新狭山三ー一〇ー四三	平成二十八年六月六日
医療法人社団 寿会 吉沢病院	寿会 医療法人社団 寿会	本庄市一二一六ー一	平成二十八年五月一日
すずらんクリニック	齋藤 晃	入間市東藤沢三ー一三ー一八ー一〇五	平成二十八年七月一日
岡村クリニク	岡村 長門	北葛飾郡松伏町松伏八二〇ー一	平成二十八年七月一日
医療法人彩恵会 北朝霞整形外科	医療法人 彩恵会	朝霞市北原一ー四ー四	平成二十八年六月一日
本庄ひだまりクリニック	鈴木 哲郎	深谷市岡二七三四ー六	平成二十八年七月一日

医療法人社団 世中会 児玉中 央クリニック	医療法人社団 世中会	三郷市中央五―四〇―一	平成二十八年三月 一日
森川歯科医院	森川 俊彦	吉川市美南二―二三―一 ―三F	平成二十八年七月 一日
医療法人社団 寿明会 ローズデ ンタルクリニック	医療法人社団 寿明会	川口市金山町一―二―一 ―一〇五 サウスゲート タワー川口	平成二十八年六月 一日
メグ歯科クリニッ ク	医療法人 日悦 会	川口市西青木五―三―三 四	平成二十八年六月 一日
あき歯科医院	橋本 昭子	草加市松原一―七―二二 さいゆうヴィレッジ二階	平成二十八年七月 一日
アステル薬局 大 麻生店	株式会社 飛鳥 薬局	熊谷市大麻生八六三―二	平成二十八年六月 一日
南山堂薬局春日 部店	株式会社 南山 堂	春日部市中央六―八―四	平成二十八年七月 一日
フアーマライズ薬 局 春日部店	株式会社 フアーマライズ	春日部市中央六―八―二 五	平成二十八年七月 一日
日本調剤春日部 中央薬局	日本調剤株式会 社	春日部市中央六―八―三	平成二十八年七月 一日
アイン薬局春日 部店	株式会社 あさひ調剤	春日部市中央六―八―三 住地ビル一〇一	平成二十八年七月 一日
ダルマ薬局三郷 店	株式会社 ダルマ薬局	三郷市上彦名六三二―一	平成二十八年七月 一日

田端 彩子	清水 公也	氏名		住所	
たばた鍼灸接骨院 東松山市箭弓町一 四一七	整骨院 清水	名称	施 術 所		
	深谷市国済寺五四九 一五	所在地			
平成二十八年六月一日	平成二十八年六月一日	指定年月日			

二 指定施術機関

深谷生協訪問看護ステーション	医療生協さいたま生活共同組合	深谷市東方町二一七一 二	平成二十八年五月一日
ましろ訪問看護 ハビリステーション 東川口	株式会社 OGT ザルネサンスヒルズII 一〇A	川口市戸塚一 二七一五	平成二十八年六月十五日
アロン薬局北谷店	株式会社 Blomming Sou	草加市北谷一 二二一五	平成二十八年六月一日
いきいき薬局加須店	株式会社 エフア ンドエフ	加須市南小浜六三 一〇一	平成二十八年七月一日
スギ薬局蓮田山ノ内店	株式会社 スギ薬局	蓮田市山ノ内七 一〇一	平成二十八年六月十四日

美青木 真由	秋元 信博	武井 佑樹	新井 雄二	山崎 勇	磯貝 恵太	市村 安史	朗金子 詠二	本橋 裕樹
ま南 レイス治療院さいたま	本庄なまい接骨院	TOIRO整骨院	さきたま整骨院	コスモ整骨院	療院 サロン整骨院 Tranquil治	うんの整骨院鍼灸院	鶴瀬毎日接骨院	鶴瀬毎日接骨院
さいたま市南区 白幡四一三一 二五一四〇五	本庄市南二一 一 一 二七	所沢市小手指町 一 一 一五 一六	行田市向町一三 一 一 二	久喜市青葉四一 二 四 一四	一 目白Yビル三〇日	東京都豊島区目 白二一三一三 〇八一三日	富士見市鶴馬三 四六八一 一	富士見市鶴馬三 四六八一 一
平成二十八年六月二 十日	平成二十八年六月二 十日	平成二十八年六月二 十二日	平成二十八年六月二 十九日	平成二十八年五月一 日	平成二十八年七月一 日	平成二十八年六月一 日	平成二十八年六月一 日	平成二十八年六月一 日

田端 宏貴	根本 至	加藤 裕武	星 真	南館 隆之	吉岡 由貴	石川 和子	宮崎 慎太 郎	籠宮 敏夫	八木原 智 子
たばた鍼灸院	在宅マッサージ・ピ ース	あすえる訪問マッサ ージ	在宅マッサージ・ピ ース	在宅マッサージ・ピ ース	在宅マッサージ・ピ ース	赤羽マッサージ治療 院	赤羽マッサージ治療 院	KEiROW与野ス テーション	晴温堂はり灸指圧マ ッサージ院
東松山市箭弓町 一四一七	春日部市大場一 〇七二一八	東松山市箭弓町 三一一〇一六 一〇一	春日部市大場一 〇七二一八	春日部市大場一 〇七二一八	春日部市大場一 〇七二一八	東京都北区赤羽 西一一七一六 佐藤ビル七〇一	東京都北区赤羽 西一一七一六 佐藤ビル七〇一	さいたま市中央 区上落合六一九 一四五	上尾市上一〇四 三一六
平成二十八年六月 二十五日	平成二十八年七月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年七月 一日	平成二十八年七月 一日	平成二十八年七月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年七月 一日	平成二十八年六月 一日

奥出 雅一			
おくで志木鍼灸院			
一	志木市本町五 一七―五―二〇		
日	平成二十八年七月七		

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
メグ歯科クリニック	川口市西青木五―三―三四―一 F	平成二十八年五月三十 一日
上村内科小児科	富士見市東みずほ台一―五―一 みずほ台ハイム二F	平成二十八年七月二十 一日
さくら薬局 久喜栗原 店	久喜市栗原二―一四―二	平成二十八年六月二十 四日
アステル薬局 大麻生 店	熊谷市大麻生八六三―二	平成二十八年五月三十 一日
ブレイブ薬局 川口店	川口市川口四―二―四一 ノヤハイツ錦町一〇三	平成二十八年六月三十 日
北朝霞整形外科	朝霞市北原一―四―四	平成二十八年五月三十 一日
医療法人社団 真昭会 埼玉クリニック	川口市東本郷合ノ谷九六五	平成二十八年三月三十 一日
ローズデンタルクリニ ック	川口市金山町一―一―一〇五 サウスゲートタワー川口	平成二十八年五月三十 一日
アロン薬局 北谷店	草加市北谷一―二二―一	平成二十八年五月三十 一日
医療法人 寿会 吉沢 病院	本庄市寿二―一―五	平成二十八年四月三十 日
江河歯科医院	狭山市入間川三―四―八	平成二十八年七月二十 日

豊岡第一病院	入間市黒須一三六九―三	平成二十八年五月三十一日
所沢中央病院	所沢市北秋津七五三―二	平成二十八年五月三十一日
富士薬局	三郷市彦成三―七―五―一〇三	平成二十八年二月二十九日
ムサシノ薬局	深谷市武蔵野一七―七―二	平成二十八年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
岡崎 紀貴		そらいろ整骨院	入間郡三芳町藤久保三―一―九	平成二十八年七月五日
荒明 清栄		オアシス在宅マッサージ・ピース	草加市瀬崎二―三六―三二二	平成二十八年六月三十日

告示

埼玉県告示第九百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
有限会社 三友薬局	秩父市東町二一―二	平成二十八年四月一日

告 示

埼玉県告示第九百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

フアーコス薬局 むさし上里		チェリー薬局		介護のさくら		社会医療法人 武南病院付属 クリニック		医療法人社団 緑恵会介護老 人保健施設 もえぎ野		草加明生苑 デイサービス センター		草加明生苑		名称	
児玉郡上里町金 久保五三二一七		川口市川口三 丁目一丁目 二丁目		鴻巣市宮前四 丁目		川口市東本郷一 丁目二丁目		比企郡吉見町久 米田八五九一		草加市旭町三 丁目二丁目五		草加市旭町三 丁目二丁目五		所在地	
株式会社 フアーコス		株式会社メデ ックフレンジ イ		アキヤ電気 株式会社		社会医療法人 社団大成会		医療法人社団 緑恵会		株式会社 明昭		株式会社 明昭		開設者名	
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	居宅介護支援		介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防短期 入所療養介護	短期入所 療養介護	介護予防 通所介護		介護予防短期 入所生活介護		サービスの種類	
平成二十八 年七月二日		平成二十八 年七月一日		平成二十八 年四月一日		平成二十八 年五月一日		平成二十八 年三月一日		平成二十八 年三月一日		平成二十八 年六月一日		指定年月日	

<p>グループホーム かきの木苑</p>	<p>通所リハビリ めぐみ</p>		
<p>大里郡寄居町赤浜 二七八七-二</p>	<p>日高市下鹿山五二 七-三</p>		
<p>株式会社 日本社会事業 開発研究所</p>	<p>藤本 智美</p>		
<p>介護予防認知 症対応型共同 生活介護</p>	<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>介護予防通所 リハビリテーション センター</p>	<p>通所リハビリ テーション</p>
<p>平成二十七年 十二月一日</p>	<p>平成二十八年 五月一日</p>		

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

社会医療法人社団 大成会 武南病院 附属クリニック		名称
川口市東本郷一四三二		所在地
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十八年 六月二十三日		休止年月日

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

総合介護センター のあ	さくら薬局 久喜栗原店		名称
所沢市西狭山ヶ丘 一―二四八六―四	久喜市栗原二―一 四―二		所在地
居宅介護支援	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十七年 一月五日	平成二十八年 六月二十四日		廃止年月日

告示

埼玉県告示第九百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前		変更後	
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
まるくり訪問看護ステーション	名称	草加市住吉一―一三―四〇―一〇二	まるくりクリニック訪問看護ステーション	草加市住吉一―一三―一―一二	まるくり訪問看護ステーション	草加市草加一―一八
社会医療法人社団 大成会 武南病院	開設者	医療法人社団 大成会	医療法人社団 大成会	社会医療法人社団 大成会	社会医療法人社団 大成会	社会医療法人社団 大成会
社会医療法人社団 大成会 武南病院附属クリニック	開設者	医療法人社団 大成会	医療法人社団 大成会	社会医療法人社団 大成会	社会医療法人社団 大成会	社会医療法人社団 大成会

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
鈴木 正芳	施術所所在地	施術所名称	足立たま整骨院・マッサージ院	松原マッサージ治療院
柁原 秀治	施術所所在地	施術所名称	東京都足立区扇二―二五―一 扇橋会館六階	草加市吉町二―五―二六
	施術所所在地	施術所名称	草加市瀬崎二―三六―三二	春日部市大場一〇七二―八

開設者	名称	所在地	名称	所在地
医療法人 根岸内科医院	根岸内科医院	所沢市東所沢三―一―二一〇三	みのり薬局	みのり薬局
医療法人 ハピネス会	ハピネス会 川角クリニック	所沢市東所沢一―二一―二三 秀明ビル一階	ファークコス薬局 みのり	ファークコス薬局 みのり

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類	
社会医療法人社団大成会 附属南病 院ニツク	蓮田コスモ薬局	ひまわり館	ケアマネジ ヤーマネ サ―バ 富士見	さいゆう ンテ ンシ	事業所	事業者	事業所	事業者	事業所
医療法人社団大成会	さいたま市北 区宮原町二 一―二九―三	富士リレイ ト株式会社	富士見市勝 瀬	草加市北谷 一―二二―三―五	草加市北谷 一―二二―三―五	富士見市勝 瀬	草加市松原 一―七―一―二二	草加市松原 一―七―一―二二	草加市北谷 一―二二―三―五
社会医療法人 大成会	さいたま市北 区宮原町二 一―二二―〇	富士オフィス & ライフサー ビス株式 会社	富士見市ふ じ	草加市松原 一―七―一―二二	草加市松原 一―七―一―二二	富士見市ふ じ	草加市松原 一―七―一―二二	草加市松原 一―七―一―二二	草加市北谷 一―二二―三―五
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	居宅介護支援	訪問介護 福祉用具貸与 訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	訪問介護 福祉用具貸与 訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	居宅介護支援	草加市松原 一―七―一―二二	草加市松原 一―七―一―二二	草加市北谷 一―二二―三―五

蓮田 テリハ シヨ ン	コスモ 薬局	株式会社 イカ イソ 所沢	社会福祉法人 小鹿野福祉会 居宅介護支援 の事業所 郷	コスモ 薬局	コスモ 薬局	フアー コース 薬局
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
さいたま市北 区 宮原町二一 九一三	さいたま市北 区 宮原町二一 九一三	所沢市南永井 八 七七二	社会福祉法人 小鹿野福祉会 鹿野ケアセン タ	秩父郡小鹿野 町 一五五	さいたま市北 区 宮原町二一 九一三	みのり 薬局
さいたま市北 区 土呂町二一 二一〇	さいたま市北 区 土呂町二一 二一〇	所沢市東所沢 一四二 和田一六	社会福祉法人 小鹿野福祉会 居宅介護支援 の事業所 郷	秩父郡小鹿野 町 一四七	さいたま市北 区 土呂町二一 二一〇	フアー コース 薬局
訪問看護 介護予防訪問看護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	居宅介護支援	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

告示

埼玉県告示第九百八十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十八年十月二十三日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成二十八年八月二十二日（月）から同年九月二日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留
によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十八年十二月一日（木）及び二日（金）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十八年十二月一日（木）午前十時から平成二十九年一月五日（木）午
後五時まで

告 示

埼玉県告示第九百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー岡部店

埼玉県深谷市岡二千八百三十九番地一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

平成二十八年八月二十九日

告 示

埼玉県告示第九百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー岡部店

埼玉県深谷市岡二千八百三十九番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年三月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百六十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場二 午前八時四十五分から午後十時

駐車場三 午前八時四十五分から午後十時

駐車場四 午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時四十五分

届出年月日

平成二十八年七月十五日

二 縦覧期間

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年十一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

はじめに、平成二十六年十月十日の開店から営業に関して何の説明もないままに早朝から深夜に及ぶ騒音・振動・爆音が発生し、未だに根本的な改善がなされず今日迄一年半が経過しています。先ず大規模小売店舗立地法に基づく店舗として、開設前に近隣との合意を取りつけるべきではなかったかと考える。

(1) 倉庫からの騒音等について

立地条件が最悪であることから、騒音等を解決するためには、倉庫の利用を廃し、全ての搬入を店舗側に変更する以外にないと考える。

(理由)

(一) 倉庫は東西が密集した住居にはさまれ、倉庫の壁一枚で騒音・振動・爆音を出していること。

(二) 搬入時のフォークリフト並びに台車による騒音・振動は野放し状態であること。

(三) 倉庫の空調室外機・大型冷蔵・冷凍庫の冷却塔が爆音を出していること。

(四) 倉庫西側従業員更衣室から話し声の騒音が出ていること。

(五) 南側店舗への荷物運搬時の市道に作られている専用通路を頻繁に往復する台車の騒音が野ばなし状態であること。

(六) セイコーマートから倉庫迄の道路は狭く、曲りくねっており、大型トラックが一台通ると道一杯となり危険であること。しかも通学路となっていること。また、大型トラックが通過する度に発生する地震の様な揺れに家屋への被害を危惧している方や、角の家では門や塀をこわされないか心配している人がいること。

(2) 店舗からの騒音について

店舗北側に占める近隣居住を占める全ての長さにわたる遮音・防音壁が必要と考える。爆音の強い所は、二重の遮音・防音壁が必要である。

(理由)

店舗内、騒音の軽減不足(台車・職員の声)、屋根の上の室外機の騒音、冷蔵・冷凍庫の騒音、振動、爆音は野放しのままであること。

(3) 吉川市環境保全条例の遵守について

この地域では吉川市環境保全条例で定められた規制基準値が二十四時間保障されるべきである。

(理由)

スーパーマルサンの位置している場所は、吉川市都市計画で第一種中高層居住専用地域であり、吉川市環境保全条例により定められた騒音・振動の規制値は、昼(午前八時～午後七時は五十デジベル)、朝・夕(午前六時～八時、午後七時～十時は四十五デジベル)、夜(午後十時～翌午前六時は四十五デジベル)となっていること。

(4) 遮音壁について

遮音壁設置場所・設置方法の再精査をしてください。

(理由)

今年六月に店舗西側・倉庫南側に遮音壁ができ、空調室外機・大型冷蔵冷凍庫の冷却塔の爆音がさらにひどくなったこと。

(5) 店舗からの悪臭について

調理場からの排気口ダクトを定期的にメンテナンスしてください。現在までのメンテナンス実績と、今後の実施計画を具体的に示してください。

(理由)

調理臭がひどく、家の窓を開けられないこと。

(6) 地元説明会の再実施について

商業地域とは異なる住居専用地域での営業展開には、近隣生活を保障可能な合意が必要と思われる。近隣住民が以前のように静かに暮らせると納得できるまで、地元説明会の再実施をしてください。

(理由)

平成二十八年三月二十九日の第一回の説明会案内のチラシの表題は「スーパーマルサン吉川店の変更に係る大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会のご案内」となっていた。これ迄一年半の間、一度の説明を受けていないのに時間の変更のみとは、おかしいことであると考えられること。

平成二十八年七月二十九日から平成二十八年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百九十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
浅子 幹夫	埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻三千百八十八番地	埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻字大崎下九十六番二	四〇〇
小林 幸男	埼玉県羽生市大字上手子林千二百三十一番地	埼玉県羽生市大字上手子林字新田千五百一十一番二ほか八筆	四、〇三二
加藤 明弘	農業生産法人株式会社彩野グリーンファーム	埼玉県蓮田市大字笹山五百八十六番地一	一九、五三一
	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野百二十四番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町七十四番一	五三九

二 認可年月日

平成二十八年七月二十五日

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業期間

平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで

三 作業地域

草加市、日高市、ふじみ野市、

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百）

三 作業地域

上尾市内

四 作業期間

平成二十八年七月十三日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（新座市都市計画基本図修正）

三 作業地域

新座市全域

四 作業期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年八月二十二日午後二時	有限会社クアトロ	河井不二男	埼玉県羽生市東七丁目一番地四十五

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

埼玉県職員会館 B〇二会議室

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 岩殿観音南戸守線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧新別
<p>二地先まで</p>	<p>東松山市大字岩殿字平塚七五三番 一地从り同あずま町三丁目二番 二地先まで</p>	<p>東松山市大字岩殿字平塚七五三番 一地从り同あずま町三丁目二番 二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>三六・四〇</p>	<p>一一・八〇〇</p>	<p>七・七〇〇 二五・八〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二、六九四・八〇</p>	<p>二、三三六・〇〇</p>	<p>二、三三六・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>一部は東松山市に引き継ぐ。それ以外は重複している石坂高坂停車場線となる。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>路線名</p>	<p>利根川自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市旗井字堤外二一三番 一地从ら 同市旗井字堤外二一三番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年七月二十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十八年七月二十六日付け埼玉県 行田県土整備事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六五・二三メートル。</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七 三番一地先から南埼玉郡宮代町大字 国納字丸屋二七七番一地先まで		区 間
一三・五〇 一一・〇〇〇 一三・五〇	七・三〇〇 一一・四〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇〇・七〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年七月十五日

指令越建セ第二七〇〇二九二号

二 検査済証番号

平成二十八年七月二十一日

越建セ第一五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目千六百七番二、千六百七番五、千六百七番七、千六百八番一、千六百八番二、千六百八番四、千六百八番六、千六百九番一、千六百九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目一番四号
松本不動産株式会社 代表取締役 松本 一也

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年六月二日

指令越建セ第二八〇〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月二十六日

越建セ第一五五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県病院事業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
生化学自動分析装置等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立小児医療センター事務局用度担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 6 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
アルフレッサ株式会社 大宮北支店
埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 205 番地
- 5 落札金額
99,518,760 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 5 月 20 日

告 示

埼玉県病院事業告示第三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

自動免疫測定装置賃貸借及び自動免疫測定装置用検査試薬の調達

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2) 埼玉県立がんセンター事務局用度担当

埼玉県伊奈町小室 780

(3) 埼玉県立小児医療センター事務局用度担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100

3 落札者を決定した日

平成 28 年 7 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

アルフレッサ株式会社 大宮北支店

埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 205 番地

5 落札金額

12,053,530 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 28 年 5 月 27 日

告示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十八年八月一日から施行する。

平成二十七年埼玉県教委告示第二十三号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十八年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十八年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最高限度額の適用については、告示中「二一、三五五円」とあるのは「二一、四七二円」と、「二三、九二四円」とあるのは「二三、九八四円」と、「一五、五七九円」とあるのは「一五、九九一円」とする。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、一七三元	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一元	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三元
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円